出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定について

本市では、平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。 今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、<u>厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増している</u>ほか、<u>国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総務省通知)等において、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる</u>など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。 こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点から、今般、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定するとともに、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していきます。

1 「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における基本的な考え方

本市は、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等について検証し、出資法人の統廃合や、更なる活用を検討するとともに、その経営や事業等に関して必要な場合には、出資法人の「自主的・自立的な経営」と「行政機能の補完・代替・支援」という2つの使命を踏まえ、法人形態や関連する本市施策の重要度等、法人の特性に応じて適切に関与する。

(1) 出資法人が担う役割等の検証

- ・出資法人がこれまで担ってきた役割や事業が市民ニーズに的確に応えられているかどうかを、
 - ① 出資法人が実施している事業の必要性(市民ニーズ)はあるのか
 - ② 事業の必要性はあっても行政関与の必要性はあるのか
 - ③ 行政関与の必要性が認められても、出資法人が最適な担い手なのか
 - ④ 出資法人が最適な担い手と認められても、その法人に事業を実施する経営基盤はあるのか
- の視点から検証を行い、<u>出資法人の設立目的が既に達成されていたり、事業内容が他の民間事業者と類似していたりする場合や、事業の実施に必要な財政的・人的な経営基盤が十分に整っていない場合には、法人の統廃合や市の関与の見直し等を行うものとする。</u>
- ・一方で、費用対効果のほか、さまざまな比較指標を用いて十分に精査した結果、本市が直接実施している 事業や新たに実施する事業について、出資法人が実施することにより、更にコスト、効果、効率面でメリットが確保できるもの等については積極的な活用を検討し、行政課題の解決に向け、市と法人が一体となって連携して取り組むこととする。

(2) 出資法人の特性に応じた関与

- ・出資法人は、本市から独立した法人格を有する法人であり、資金・人材・経営ノウハウなどの経営資源を 自由に獲得し、法人自らの責任と能力で自主的・自立的な経営をしていくことを原則とする。
- ・一方で、出資法人は、独立した事業主体として高い専門性をもちながら多様化・複雑化する市民ニーズに 柔軟かつ効率的に対応することで<u>行政機能を補完・代替・支援することが本来の役割</u>として期待される。
- ・各法人の形態は公益法人、一般法人、株式会社、その他特別法に基づく法人と分かれており、めざす目的 や期待される役割はさまざまであり、経営状況も公益性の高い事業を実施する法人では、収支の均衡が見 込めない事業もあるなど、一様ではなく、抱えている課題も法人ごとにさまざまである。
- ・本市としては、本市の施策の推進に向けた取組やガバナンスの確保等について指導・調整するとともに、 法人の形態や関連する本市施策の重要度、事業の採算性等、それぞれの法人の特性に応じて、財政的な側面や人的な側面等から適切に関与することにより、法人の自立化や本市との連携強化を促進し、本市の施策を効率的・効果的に実現できるよう法人運営の最適化を図っていく必要がある。

<対象出資法人一覧>

| ** **** | | | | | | | |
|-------------|-------------------|-------------------|--|--|--|--|--|
| 区分 | 法人名 | | | | | | |
| 特別法人(3法人) | 川崎市土地開発公社 | 川崎市住宅供給公社 | | | | | |
| | 川崎市信用保証協会 | | | | | | |
| 公益法人等(15法人) | (公財)川崎市国際交流協会 | (公財)かわさき市民活動センター | | | | | |
| | (公財)川崎市文化財団 | (公財)川崎市スポーツ協会 | | | | | |
| | (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 | (公財)川崎市産業振興財団 | | | | | |
| | (公財)川崎・横浜公害保健センター | (公財)川崎市シルバー人材センター | | | | | |
| | (公財)川崎市身体障害者協会 | (公財)川崎市看護師養成確保事業団 | | | | | |
| | (一財)川崎市まちづくり公社 | (公財)川崎市公園緑地協会 | | | | | |
| | (公財)川崎市消防防災指導公社 | (公財)川崎市学校給食会 | | | | | |
| | (公財)川崎市生涯学習財団 | | | | | | |
| 株式会社(6法人) | かわさき市民放送(株) | 川崎アゼリア(株) | | | | | |
| | 川崎冷蔵(株) | みぞのくち新都市(株) | | | | | |
| | 川崎臨港倉庫埠頭(株) | かわさきファズ(株) | | | | | |

2 「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定等

「基本的な考え方」を踏まえ、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証するとともに、出資法人において、自主的・自立的な経営がなされながら、公共サービスの担い手として本市が期待する役割が果たされるよう、市総合計画第2期実施計画期間(H30~H33年度)と連動させ各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。

また、方針の策定及び点検評価のほか、適切な財政的関与、適切な人的関与、情報公開の推進等にもあわせて取り組んでいく。

(1) 方針策定の考え方

方針策定に当たっては、<u>法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。</u>その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や、経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る上で<u>適切な指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する</u>。

- (2)「出資法人改革検討部会」における提言を踏まえた方針策定に当たっての主なポイント
 - ① 経営状況等の把握・評価等に係る「出資法人改革検討部会」における提言

(ア) 課題認識

経営改善計画の策定や制度の運用に当たり、<u>市が期待する役割と法人自身が設定した成果指標との</u> 関係性が曖昧であったり、指標の数が多いことで法人全体の評価がかえって分かりにくくなっていた りするなど、計画や評価の様式が複雑で分かりづらく、一部形骸化を招いていることから、成果指標 の妥当性の点や様式の分かりやすさ、適切な運用という点で課題がある。

(イ) 今後の取組の方向性

総合計画等、市の施策との連携を意識しながら、<u>出資法人に期待する成果をより適切に測ることができる指標を設定すること</u>や、評価結果等について必要に応じて外部の専門家のチェックを受けること、指標を絞り込み、様式を簡略化すること等について、検討する必要がある。

② 方針策定に当たっての主なポイント

| | これまでの 「経営改善計画」 | 今回の 「経営改善及び連携・活用に関する方針」 |
|----------------|---|---|
| 計画の様式 | 全体的に複雑 | 1ページ目の「経営改善及び連携・活用に関する方針」及び2ページ目の「1.本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画」の2つのシートで方針全体の内容を簡潔に把握することが可能 |
| 指標の 設定主体 | 本市と調整の上、 <u>法人が設定</u> | 本市施策との連携の観点から、法人と調整の上、 本市が設定 |
| 指標の設定 対象・種類 | 法人の事業ごとに アウトプッ ト、中間アウトカム、最終アウ トカムを設定 | 法人の事業ごとに 最終アウトカムを中心に適切な指 標を絞り込んで設定 |

(3) 点検評価の実施

毎年度、「経営改善及び連携・活用に関する方針」に沿った法人の計画 (Plan) の取組状況 (Do) を本市及び各法人が点検・評価 (Check) するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等 (Action) を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

「経営改善及び連携・活用に関する方針」の見方

を進め、さらに貢献していくことが望まれます。

| 経営改善及び連携・活用に関する方針 (平成30(2018)年度~平成33(2021)年度) | | | | | | ①「方針」の1ページ目と2 ページ目の2枚のシートで 今後4年間の法人が進む べき方向が分かるような | | | | | |
|---|--------|-----------------------------------|--------------|------|------|---|--|---|--|--|--|
| 法人名(団体名) | 公益財団 | 法人川崎市国際交流協会 | | 所管課 | 市民文化 | 比局市民生活部交 | 流推進担当 | 様式を設定 | | | |
| 経営改善及び連携・活用に関する方針 法人の施策概要 | | | | | | | | | | | |
| 1 事業概要 (1) 諸外国の情報及び資料の収集並びに提供 (2) 市民レベルでの国際交流に関する事業 (3) 国際交流事業の調査及び研究 (4) 民間国際交流団体及びボランティアの育成 (5) 川崎市国際交流センター事業 (6) その他目的を達成するために必要な事業 2 設立目的 | | | | | | | ②法人の「事業概要」「設立目的」「法人のミッション」を記載 | | | | |
| 川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与することを設立目的とします。 3 法人のミッション 川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与するために、市民や外国人のための情報提供や、国際理解・多文化共生のための講座などの事業を実施するとともに、交流促進のための民間国際交流団体及びボランティアの育成、ネットワーク化、活動支援を行います。 | | | | | | | ③市総合計画や分野別計 一画との連携や関係を明確 にしながら、本市の施策を 推進するための法人の役 割を記載 | | | | |
| 本市施策における法人の役割 ○本市の国際施策に係る総合計画「川崎市国際施策推進プラン」及び多文化共生社会の実現に向けた「多文化共生社会推進指針」に基づく施策が効率的・効果的に行われるよう、市関係部局と密に連携、役割分担をしながら、法人が専門性や柔軟性をもって具体的取組を推進します。 【取組内容】 1 市民レベルでの国際交流を促進するための事業を実施するとともに、民間交流団体やボランティア等の活動を支援し、活動支援のための情報提供機能、ネットワーク機能、コーディネート機能、人材育成機能等を有する支援組織としての役割を担います。 2 多文化共生を推進するため、外国人市民への日本語学習支援をはじめとする生活支援、平常時・災害時の情報提供、多言語による相談等、公共性が高く、専門性を要するサービスの担い手としての役割を担います。 3 国際交流や多文化共生の推進にかかわる地域の課題について、実践的な調査・研究を行い、解決に向けた事業の展開につなげます。 | | | | | | | また、関連する市総合計画と分野別計画での位置づけを記載 | | | | |
| 法人の取組と関連する計画 | | 市総合計画における位置づけ | | 基本政策 | | | 5条とシビックプライドの醸 | · · | | | |
| | | 分野別計画 | 川崎市国際施策推進プラン | | | | | ④法人が置かれている現 状と本市施策を推進する 上で課題となっている事項 を記載 | | | |
| 【現状】 | | | 現状と | 課題 | | | | | | | |
| 1 組織体制 役員を除く職員は18名。うち、常勤職員3名(市退職職員)、非常勤職員15名。 2 財務状況 法人収益はおよそ以下のとおり。①施設管理受託収益(指定管理受託、国際交流センター利用料収益等): 6割、②市補助金: 2割、③講座事業収益: 1.5割、④その他(基本財産運用益他): 0.5割。 3 その他の状況 市内在住外国人市民が増加し(平成30年3月末現在39,587人)、2020東京オリンピック・パラリンピックを契機に、外国人観光客の増加や市民のボランティアへの関心の高まりが見られるなど、法人設立時(平成元年)から社会環境が大きく変化しています。定住外国人市民の増加・多様化に伴う多方面における支援、インパウンドやオリンピック・パラリンピックへの対応などの新しい課題に対して、法人に期待される役割は増加しています。 【課題】 1 嘱託職員の人件費の大部分を国際交流センター事業収益及び同センター利用料収益に依存しているが、厳しい財政状況の中、経営や事業展開のさらなる効率化を図る必要があります。 2 市民レベルの国際交流促進や、日本語講座をはじめとする外国人市民を対象とした各種講座、相談等の多文化共生事業は、公共性・必要性が高い | | | | | | ⑤課題を踏まえて中期的 な視点に立って取組の方 | | | | | |
| が、収益性が低く、財源確保のため、公益性を重視した基本財産の安全かつ堅実的な運用により、引き続き運用収入の確保に努める必要があります。 3 プロパー職員の育成や臨時・人材派遣等多様な人材活用等、効果的人員・人材の配置に努める必要があります。 | | | | | | な税品に立つて取組の方向性を明確にして「経営改善項目」「本市における法人との連携・活用」を記載 | | | | | |
| 取組の方向性 (1)経営改善項目 川崎市の国際交流・多文化共生機能の担い手として、健全な組織運営に向けて経営能力をさらに高めるため、迅速かつ柔軟で機動性の高い組織体制の整備に努めます。また、自立的経営を担う人材育成のため、研修機会の拡大に努め、職員の資質向上を図ります。その上で、国際交流センター次期指定管理(平成33年度-平成37年度)の受託に備えます。 2 外国語講座をはじめとする事業収益は継続的に増加しており、国際交流協会事業において主たる自主財源となり補助率の抑制につながっていることから、今後も引き続き確保・拡大に努めます。また、外部助成金の活用や寄附受入など、その他財源の確保に向けた取組を進めます。 (2)本市における法人との連携・活用 | | | | | | | | | | | |
| 本市の国際施策 | 気に係る総合 | 計画「川崎市国際施策推進プラ 基づく施策の推進において、市阝 | | | | | | | | | |

法人名(団体名) 公益財団法人川崎市国際交流協会 市民文化局市民生活部交流推進担当 ⑥前頁の「方針」を 踏まえて、今後4カ 年(市総合計画第2 . 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画 期実施計画期間)の 4カ年計画の目標 目標を記載 1 高い専門性を持ちながら多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効果的に対応することで行政機能を補完・代替・支援するという法人本来の役割を果た 2 法人の役割として、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与するために、市民や外国人のための情報提供や、国際理 解・多文化共生のための講座などの事業を実施します。 新 タスルスエンバンのの場所主にという字をと思いる。3 交流促進のための民間国際交流団体及びボランティアの育成、登録を促進するとともに、行政や教育機関等からの依頼に対し登録者をコーディネートし、 様々な活動支援を行います。さらに、幅広くネットワーク化することで、市民を主体とした国際交流・多文化共生活動の幅を拡充します。 ⑦本市の施策推進 事業収益の確保に引き続き努めながら、その他の自主財源確保に向けた取組を進めます。 に向けて、法人に求 5 事業実施については、公益性の観点から、定期的に分析、評価を行うとともに、実施効果を検証します。 める事業を記載 本市施策推進に向けた事業計画 ⑧事業の測定指標 目標値 を原則として最終ア 取組Mo. 事業名 指標 平成29 平成31 平成32 平成33 (2020)年度 (2021)年度 ウトカム(成果)指標 平成30 単位 により設定。 成果を示すことが難 国際交流・理解講座の受講者数 ● 572 572 572 572 572 しいものや活動量で 示した方が分かりや すい場合はアウト 外国人市民の事業への企画・運営参 92 96 93 94 95 プット(活動量)指標 を設定 国際交流促進事業 留学生ホームビジット参加者数及び 108 113 123 128 留学生との交流会参加者数 事業別の行政サービスコスト 40,000 40,000 千円 39,904 40,000 40,100 ⑨法人が実施する 事業の性質や果たし ている役割に応じた ボランティア登録件数 1,158 1,192 1,227 1,263 1,300 目標値を設定 670 ボランティアのコーディネート件数 610 630 640 670 「過去4年間の平均 ア活動支援事業 値」など設定の根拠 とした数値を巻末の 事業別の行政サービスコスト 6,430 6,500 6,500 6,600 6,500 千円 「目標値の考え方」 に記載 外国人市民対象のイベント・講座参加 473 483 493 503 513 ⑩事業単位の行政サービスコストを事業単位ごとに記載 日本語講座受講者数 多文化共生推進事業 【計算方法】 事業別の<u>行政サービスコスト=直接事業費コストー直接自己収入</u> ※1 直接自己収入には、本市からの補助金や委託料などは含まない 外国人市民の防災訓練参加者数 ※2 法人が自己収入で賄った金額を控除して算出 事業別の行政サービスコスト 10,422 10,500 10,500 10,600 10,500 千円 に向けた事業計画 ⑪経営健全化に向 現状値 けた財務的な指標を 取組‰ 項目名 指標 設定 平成29 平成30 (2018)年度 平成31 (2019)年度 平成32 (2020)年度 平成33 (2021)年度 単位 自主財源の確保に向けた取 補助金及び指定管理料以外の財源 48,788 45,995 48,228 ⑩人材育成など業務 組織に関する指標を ームページ、情報誌等にお 新たな自主財源確保に向けた創意工 100 150 設定 ける広告料収入 業務・組織に関わる計画 本市の公の施設で 事故が続いたことか 現状値 ら「コンプライアンス」 取組制。 項目名 指標 に関係する項目を設 単位 管理運営能力及び専門性向 自主的・自律的な運営に向けた職員 25 27 33 上のための研修への参加回 29 の資質向上 コンプライアンスに反する事 コンプライアンスの遵守 トームページアクセス件数 市民による認知度の向上 118,219 121,765 125,417 129,179 133,054

27

29

30

回

各種メディアへの掲載及び出

国際交流センター外での活動

演回数

市民による認知度の向上

施設外での法人事業PR機会拡大